

**第 15 回北広島市市民参加推進会議
(市民参加に関する市職員との意見交換会)
会議概要**

日 時	平成 23 年 1 月 11 日 (火) 午前 9 : 30 ~ 11 : 30	
場 所	市役所第 2 庁舎 2 階会議室	
出席者	市職員	政策調整課櫻井課長、土木事務所斎藤所長、財政課富田主査
	委員 (5名)	金川委員、上井委員、佐藤委員、山野委員、川原委員
	事務局	広吉市民生活課長、佐々木主査
	傍聴者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ 市民参加推進会議 金川会長 2 市民参加推進会議の最近の取組みについて 3 各担当課の市民参加手続について <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政課 H21、22 「当初予算の作成」 (2) 土木事務所 H21 「市営駐車場の利用」 H22 「雪対策基本計画の策定」 (3) 政策調整課 H22 「学校跡施設利活用計画の策定」、 「地域交通システムの検討」 4 意見交換 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度市民参加手続実施予定一覧の変更 6 閉会 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度市民参加推進会議の概要 (委員名簿・会議開催状況) ・市民参加推進会議平成 21 年度報告書 	

1 (2) 開会あいさつ（最近の取り組みについて）

会 長： 本日は大変お忙しいところご参加いただき誠にありがとうございます。

この市民参加推進会議は、平成 21 年 8 月に市民参加条例第 15 条に基づき市民参加を推進し、市民参加制度の実効性を確保することを目的に設置されたものでございます。スタートしてから現在まで月 1 回のペースで会議を開催し、先月まで 14 回開催しました。昨年 3 月には「市民参加の推進に向けて」と題した平成 21 年度市民参加推進会議報告書を作成しております。現在は、市民参加の色々な分析を行いながら、より効果的な実施、運用方法などについて侃々がくがくと毎回議論しております。このような中で、委員の中から市民参加のまちづくりを進めていくためには、この会議の中だけではなく幅を広げて、色々な立場の方々のご意見を参考にしながら取組みたいということで、先月は、市議会議員の方々とは意見交換会を開催させていただきました。9 名の議員の方々にご出席していただき、ご意見ご提言をいただき大変参考となったところです。

本日は、市の担当職員との意見交換会ということでお集まりいただきました。予算、駐車場利用、雪対策、学校跡施設利活用及び地域交通システムといった市民にとって関心の高い重要なことだと思いますので、皆様方から色々ご説明をいただくとともに、市民参加の推進策についても意見交換させて頂きたいと思います。今後の私どもの会議の参考にさせていただきますので、限られた時間ではありますがどうぞよろしく願いいたします。

3 各担当課の市民参加手続きについて

事務局： 各担当課からの説明後、説明内容について一括して質疑を行い、その後意見交換という進行にいたします。

最初に財政課から平成 21 年度、22 年度に実施した市民参加手続きの内容について説明をお願いします。

財政課： 財政課の富田でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日は課長が別件会議のため代わりにご説明させていただきます。

先ず「平成 22 年度当初予算作成」に関するパブリックコメントについてご説明いたします。財政課では従来から予算の編成過程の公表という形で当初予算を公表していましたが、市民参加条例の施行に伴いまして、従来から行っている編成過程と合わせてパブリックコメントを実施したところです。

対象につきましては、引き続き行っている事業を除いて新規事業 36 件について実施しました。ただし、政策判断を要しない国から直接きている事業等については除いていません。意見募集期間は 12 月 15 日から 1 月 10 日までの 25 日間と若干短縮させ最終的な査定に反映させるということで実施しました。

また、予算作成までの過程を公開して、市民と情報を共有するなかで予算作成を目指しました。事業の実施そのものの選択については、先に原課が政策判断するための市民参加手続きを実施し、是非を判断して頂いた上でどういうお金の付け方がよいのかという部分の判断を頂くというスタンスで実施したものです。意見件数については、9 名か

ら 28 件、36 事業のうち 17 事業について提出いただいたところです。

意見のあった 17 事業のうち予算化されたものが 13 事業、見送られたものが 4 事業となっております。意見のなかった 19 事業のうち予算化されたものが 15 事業、見送られたものが 4 事業となっております。

先ほどの観点から事業の内容や方法については、財政課のパブリックコメントというよりは、担当課のほうで色々な市民意見を聞いたという前提での政策判断として捉えています。

意見提出後の対応につきましては、意見に対する詳細回答を各課から提出頂き、当課が査定するうえでの考え方を加味して回答しています。例えば、このような理由により予算は付けられませんとか、内容としては良いのですが予算の総枠からもう 1 年先送りすることとしました。というように私どもの意見も付して市のホームページで公表しました。意見のなかったものについても、予算案としての査定結果がこのような形になりましたということに掲載しております。

実施にあたっての内容、方法等色々意見がありましたが、提出意見を一度担当課に回付して、予算はあるけれどもその執行の仕方として、その意見を十分反映させたいとやっていたらいいということや、内容を当課の方から通知しております。予算に対する直接的な意見につきましても、事業の実施や経費的な審査も含めまして予算案という形で精査するなかで参考とさせていただきます。

総論的な話として、すでに実施している恵庭市などから聞いたところでは、実際のところ少数の特定の方からしか意見が出てこないといったお話で、そんなに意見が出てこないのではと危惧をしておりましたが、9 名の方から 28 件ということで、想定よりも多い意見が提出されたという感想です。それから当時、国の予算が大きく動いており土壇場まで決まらないような状況にありましたので、相当関心をもたれた方もいらっしやられたのではないかと思います。また、施設の改修という部分につきましては、特定の同じ関係者と思われる方から同じような趣旨の意見が提出されたという傾向も見られました。

私どもの反省という部分では、各担当課から事業内容について其々整理した事業概要を持って、パブリックコメントの対象として公表したのですが、内容の記載方法にバラつきがあって、市民にきちんと伝わらなかったものもあったのではないかと反省点もあります。例えば、新規に設計を実施するという内容のものだったにもかかわらず、実際に直ぐ物ができると勘違いをされて、直ぐに作ってくださいという意見が出されたケースがあったものですから、説明内容が不十分だったと反省しております。

個別論としては、常識的な意見が相当数占めておりまして、結果として殆ど提出された意見に沿う形で私どもの査定に反映された形になりました。

全体的に予算についてのパブリックコメントというよりは、事業そのものの是非、内容等に関する意見を頂いたという部分が相当多かったです。予算についてのパブリックコメントにするためには、ある程度積算の内容を詳細に示すという部分が必要であると思いましたが、今年度のパブリックコメントでは、何を何回やるからこれだけのお金ですというように詳細な掲載を心がけました。

次に査定に関する意見反映の具体的な内容についてですが、私どもとしては限られた歳入の中で予算を執行しなければいけないわけですから、減額やゼロにしなければいけないものも出てきます。その際にこの意見というものを参考にさせていただいたものがあったと捉えています。また、実際に実施する事業の中でも、前年度の補正予算で実施して本年度の予算からは出てきませんというような事業もございます。特に学校施設等

の大規模改修、耐震化というのは国の方針により前倒しで予算が来ているという状況もありますので、そういう形で実質的に事業を拾った中でその年度として予算は出てこないということもあります。意見の中身としては、「これをやるのにこんなにお金がかからないでしょう。」というものが相当数ありましたので、それらについて原課に問い合わせ見直させたり、私どもで見直しする中で減額していくという査定をしたものもございました。或いは、廃止という形で「やらないほうが良いのではないか。」という意見を頂いた部分で、その段階で煮詰まっていなかったものについては減額をしたり、これをやらないと、その後の事業ができないというような国の制約等もあってやらざるを得なかった事業も中にはございます。というような形で実際に 36 事業中 17 事業について意見をいただいたわけですが、最終的に見送った事業 4 事業（富ヶ岡市民の森、お茶の間懇談会、住民センター改修、福祉センター改修）でした。また意見を頂かなかった事業でも見送った事業 4 事業（大曲東通歩道造成、西部中講堂耐震化、消防庁舎耐震化、消防車両整備）あり、これについても見送った理由を付して公表いたしました。

以上が平成 22 年度当初予算にかかるパブリックコメントの状況になります。

平成 23 年度予算につきましては、1 月 7 日で意見募集を締め切りまして、現在提出された意見に対する各課からの回答をまとめている最中でございますので、其々の担当課としてどうしていくのかという考え方を頂く中で、私どもの査定に反映させて理事者の判断を頂くというスケジュールになっています。

事務局： 次に土木事務所から平成 21 年度、22 年度に実施した市民参加手続きについて説明をお願いします。

土木

事務所： 土木事務所長の斎藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

平成 21 年度は「市営駐車場の利用」についてパブリックコメントを実施しました。

まずその内容についてご説明いたします。市で運営している駐車場は、駅東口駐車場と西口駐車場の 2 か所あります。東口駐車場はマンションリブエル北広島の 2 階 3 階のスペースを使用していますが、こちらは管理人がいて屋内の駐車場ということで 24 時間の運営を行っております。西口駐車場は屋外のため冬季間の除雪の問題、無人であることからこれまで事件や事故を考慮して、宿泊利用（午前 1 時から午前 6 時まで）については認めていませんでした。しかしながら、利用者から夜間を通して駐車したいという要望があり、現在管理運営を行っている指定管理者と協議したところ、除雪がある程度可能であるということと、事件事故については自己責任としてもらうということで宿泊利用を認める方向で検討に入ったところです。この件に関して市民の皆さんの意見を募集したところ、2 件の意見提出があり、いずれも近隣の市民で泊まりの来客があった場合に、利用できるようになるため非常にありがたいという賛成意見でした。これを受けまして条例の改正案を平成 21 年第 3 回定例議会に提出し、利用料金を午前 1 時から午前 6 時までの 5 時間で 400 円として、平成 21 年 10 月 1 日から宿泊料金を施行したところでございます。

平成 22 年度の市民参加手続きは、「雪対策基本計画の策定」についてアンケート調査を実施しました。現在市では、雪対策の総合的な計画となる北広島市雪対策基本計画の策定を進めております。この策定にあたりまして、市民の皆さんの意向を把握するため「冬の生活について」と題してアンケート調査を実施しました。

【アンケート結果を各委員に配布】

調査期間は、平成22年9月9日から9月30日まで無作為に抽出した市民と各自治会長を対象にしました。1,147件送付に対して659件の回答があり回答率57.5%でした。かかった費用は、郵便料13万9千円ほどです。一時的な取りまとめ結果はお配りしました資料のとおりですが、更に詳細な分析を行うとともに、この調査結果を踏まえて計画の素案を策定していきたいと考えております。

アンケート結果については、高齢の方の回答者が多かったという傾向もあるのですが、道路の除雪の際の置き雪の処理が困るという意見が多く見られました。市道の除雪の満足度については、幹線道路は高めでしたが生活道路や歩道の満足度は低めでした。どのような除排雪を望みますかという設問に対しましては、やはり生活道路の除排雪の充実を望む声が多い結果となっています。福祉除雪という制度があるのですが、この認知度が約半数にとどまり、利用希望は約8割でした。また、小型除雪機貸出制度につきましては、認知度はさらに低く約3割にとどまり、利用希望は約5割でした。

以上のようなアンケート結果となっております。

事務局： 次に政策調整課から平成22年度に実施した市民参加手続きについて説明をお願いします。

政策

調整課： 政策調整課長の櫻井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

対象案件は「学校跡施設利活用計画の策定」、「地域交通システムの検討」の2件でございます。

まず、学校跡施設利活用につきましては、北広島団地内の緑葉小学校と高台小学校、若葉小学校と広葉学校が平成21年度中に統合の決定をしまして、平成24年の3月で各1校が閉校となります。閉校する広葉小学校、緑葉小学校のその後の利活用を検討するために、利活用検討委員会を市民公募3名を含んだ中で平成22年5月に立ち上げました。今まで7回の検討会議を開催しておりまして、平成22年度末までに検討委員会から利活用策にかかる方向性について報告を頂くことになっております。当初はその報告書に関するパブリックコメントも今年度予定しておりましたが、平成23年度4月以降に利活用計画を市として作り上げたいと思っておりますので、報告書の中で2校の方向性を頂いて、それを参考にしながら具体的な施設内の配置や改善計画ですとか、利活用にあたっての手続き関係を含めた計画を平成23年度中に策定する予定です。その際には平成23年10月頃から地元町内会、利活用団体等のヒアリング及び説明会を開催して、12月には利活用計画案のパブリックコメントを実施したいと考えています。具体的なものがまだ決まっていないものですから、どういう形というものが申し上げられない部分はあるのですが、例えば、広葉小学校はデイサービスの拠点にするとか、民間の賃貸部屋貸しにするとか、市民参加関係の拠点にしますとか、そんなことが方向性が決まった中で、部屋の改造も含めて計画を策定していきたいと考えています。パブリックコメントを受けた後は、平成24年度中に実施設計等を実施して、遅くとも平成24年度後半には一部でも供用開始したいと考えています。

地域交通システムの検討につきましては、国の事業の中に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」がありまして、その第6条に協議会を設定した中で計画をしたら計画策定にかかる部分や実証運行について補助金が交付されるということがあります。

市としてはこの法律に基づく連携計画を策定しようということで、平成22年3月に全28名（学識経験者1名、バス会社等の関係機関及び自治会関係者22名、市民公募5名）の委員で構成する協議会を立ち上げました。通常で言う法定協議会というものなのですが、今まで4回会議を開催していますが、実際に北広島市内の交通システムとして何が良いのか具体的な連携計画の策定に取り掛かっているところです。ただ、ご存じの通り国の事業仕訳の関係で、連携計画の補助が仕分けの対象になってしまい、補助交付決定が少し遅れた関係がありまして、予定より非常に詰まった状況になっていますが、平成23年2月には連携計画の概要を示しながらパブリックコメントを実施したいと考えています。その間に3回程度ニュースレターを発行できればと思っていますし、市のホームページでも情報提供しています。市民アンケートにつきましては、平成22年12月に北広島駅利用者や交通空白地帯といわれている市街化調整区域が殆どですが、その区域の方を対象にしたアンケートや無作為で3千人抽出したアンケートを実施しています。その集約を今行っているところなので、まだ具体的な形になっていませんが、その結果に基づきながら実際にある公共交通との兼ね合いを考えながら、新しい交通システムとしてどのような計画が良いのか作りたいと考えています。それに基づいて、平成23年度後半には実証運行をしてみたいという考え方で現在進めています。

4 意見交換

事務局： 実際に市民参加手続きを実施した3つの担当課から説明をいただきましたが、これらについて各委員から一括して質疑を頂く形で市職員との意見交換を行います。

会 長： 財政課にお伺いします。見送りになったものはパブリックコメントの意見が尊重されてそうなのですか。

財政課： 意見の中では、しっかり煮詰まっていない中でこういう形で予算化することはどうなのですかというのがありましたので、それを尊重する形で原課に投げかけて納得して頂いた上で、平成22年度予算計上を見送らせていただきました。ものによっては、その後熟度が高まって、年度途中もしくは翌年度から実施というものも当然出てくるかとは思いますが、先ず22年度当初段階ではきちんと精査されていなかったという面があったものですから、見送ったという形です。

会 長： パブリックコメントが有効であったということですね。

財政課： はい。

A委員： 生活に密着した希望、意見というようなやりとりだったのですか。

財政課： 新たに別なことに着手をしようというような場合に、事業としての是非についてはその前の段階に市民参加を頂くべきであると考えていますので、実施するという事で各課から予算要求が上がってきた際に、それに対してどれだけのお金があれば事業が円滑に進むのだろうかという部分の内容としてパブリックコメントを頂きたいというスタンスです。

A 委員： 要するに査定ということですね。

会 長： 土木事務所にお伺いします。西口駐車場利用のパブリックコメントが2件あったということですが、何人くらい利用されているのですか。

土木

事務所： 延べ利用台数で平成21年度実績が35,917件ございます。ちなみに宿泊料金を設定した以後の平成22年度の宿泊利用実績が862台ありました。

会 長： 冬対策で立派なアンケート調査を実施されましたが、小型除雪機貸出しは何台配置して、かかる予算はどのくらいなのか。

土木

事務所： 貸出用に5台準備しておりまして、予算的には180万程度です。実は平成19年度から事業を開始して利用実績が当時5件あったのですが、平成20年度、21年度と0件でした。平成20年度は暖冬で雪の量が多くなかったので1年は様子を見たところですが、PR不足も認識しておりましたので自治会にPRを図るとともにポスターを作成して各出張所、出先機関に配布しましたが、結果的には平成21年度も利用が無かったということです。議会等からも指摘があって、今回の雪対策に関するアンケートの中で、何がネックになっているかということも把握するため、設問を設けました。

アンケート結果では、担い手がないということが一番多かったのですが、利用料金の5千円が高いという意見や、1週間という貸出期間が短いという意見もありましたので、このアンケート結果を基に周辺自治体の情報も収集しながら今季については無料にしたということでございます。

A 委員： アンケート調査を9月に実施して、来年度は審議会でもんできちんとした案を作ってパブリックコメントを実施するという予定ですか。

土木

事務所： 現在、アンケートを踏まえて素案を作っています。この素案について学識経験者や市民を交えた検討委員会で議論して頂き、それを案としてまとめてパブリックコメントを実施します。

A 委員： 最終的な計画が出来上がるのはいつ頃ですか。

土木

事務所： 平成24年度の策定を目指しておりまして、平成23年4月以降に検討委員会を立ち上げて、議論の深まり具合にもよりますが、秋頃までには案をまとめ上げたいと思っています。

A 委員： アンケート等きちんと計画に則っておやりになっていると受け止めています。

土木

事務所： 策定にあたっては、計画の取りまとめと製本程度を委託で考えております。基本的に自前でやるつもりなのですが、私どもの業務に除雪があるものですから、思うように作業が進まないということがありまして、計画策定まで3年間と長めに取らせて頂いています。

会 長： アンケートから小型除雪機貸出制度を知らないという人が70%いて、利用者が2年連続ゼロというのは、ちょっと不思議な気がします。そして、料金を5千円から無料にしたといっても、燃料代は実費ですよ。

土木

事務所： 燃料費と1人280円のボランティア保険代が使われる方のご負担です。

C委員： 計画策定委員会というのは、この小型除雪機を貸し出すことについてのことですか。

土木

事務所： いいえ。雪対策基本計画を策定する委員会です。

会 長： 福祉除雪のお話がありましたが、このアンケートからは46%の人が知らないと答えています。この辺も何か問題がありそうな気がするのですが。

土木

事務所： 福祉除雪は高齢者支援課が予算を計上しており、社会福祉協議会が窓口となって実施している事業なのですが、まだまだPR不足ということもありますので、その辺も課題として受け止めて、計画を作っていく上でも周知を図っていきたいと考えています。

A委員： 政策調整課にお伺いしますが、地域交通システムについてのアンケート調査は実施されたのですか。

政策

調整課： 実施して、今まとめている最中です。

A委員： いつ実施されたのですか。

政策

調整課： 平成22年12月です。

A委員： 平成23年はパブリックコメントと審議会を実施するのですか。

政策

調整課： 平成22年3月に先ほど説明した協議会を立ち上げていますので、平成23年3月までに連携計画を作成しまして、具体的な内容が決まりましたら今年の秋以降に実証運行ということで、具体的なシステムを走らせて検証するわけです。それを何年か実施した中

で本格的な実施という流れを考えています。

A 委員： 最終的にはいつ頃ですか。

政策

調整課： 最終的にはまだ決まっていますが、国の制度では実証運行というのは3年間とされています。ただ、この制度そのものが見直しにかかっています。今までは3年間国から2分の1補助があったのですが、その部分がはっきりしないので、そこを見極めた中で計画年度の設定し直しをしたいと考えています。

A 委員： 2, 3年はかかるのですか。

政策

調整課： 補助制度が3年間あったから、各市町村も3年間やったという実態もあるみたいなのですが、2年位で改善点などを図るのではないかと思います。

A 委員： 最初の段階で何をやって、次の段階で何をやって市民の意見を聞くというパターンになりますか。

政策

調整課： 実際に実証運行した中で、今度は利用者アンケートをしたり、例えば利用率が悪ければ、何故なのかという改善アンケートをやって本運行を図るという形になるのかなと思います。

A 委員： 何をいつするとか、審議会をいつ立ち上げるとかということですね。

政策

調整課： 最初に立ち上げた協議会が審議会等としてずっと継続されていきます。法定で定まった協議会を立ち上げましたので、連携計画も実証運行もその協議会で検討するという流れです。

A 委員： 長いスパンで市民の意見を聞くということですね。

政策

調整課： 連携計画そのものはパブリックコメントを実施しますが、その計画の中身によって実証運行の内容が変わるものですから、市民参加を入れるポイントも変わってくると考えています。ですから、まだ具体的な市民参加手法、時期は決められないということです。

C 委員： 具体的なことについて全部把握しているわけではないので、全般的なことについて伺います。

市民参加条例が出来て当然仕事量が増えたと思うのですが、市が実施する事業について、有効に市民意見を得られているという感触はどの程度あるのかということです。先程のアンケートを参考に無料化の方法が出てきたという面では、市民意見が有効に反映

されていると言っていると思うのです。手間とそれに見合う市民意見が出され、有効に働き政策が良い方向に向かったというところとのバランスと申しますか、これだけやったのだから有効に使っていると、でもここまでやらなくても今までも市民の意見を参考にやってきたのだからという部分なのか、そのあたりを伺いたいです。

財政課： 私どもとしては、今までも各団体や個人の方から市民の声、要望、陳情などを通じまして、担当課の方である程度予算積算して作っていくような流れはあったのですが、実際に直接財政課としてその意見を頂いて、原課がどう考えているかという部分を知る方法がなかなか無かったというのが実情です。担当課としてはそういう意見があるからこのように予算化したのだという内容については、資料を頂くので見えては来るのですが、実際に要望なされる市民の方は、やりたいと思って要望なされるわけですが、他にどのような見方があるのだろうかという意見が来ていなかったのです。今回パブリックコメントを実施したことにより、こういう意見もあるのだけれど、こういう見方もあるのではないですかというような、要望なり意見も見えてきたという実感があります。

例えて言うならば、アクセルを踏むのは簡単なのですが、そこでブレーキをかけてくださる方という意味での意見が相当重要だなという認識をしています。実際に査定を担当しているものとして非常に参考になったという実感があります。

C 委員： 学校跡施設利活用については、市民の関心の高い部分だと思いますので反応も比較的良いと思うのですが、予算については正直言って資料等を見る力というものが、市民の方にそうそうないということもあるので、ある程度の知識が必要なのかという気がするのです。パブリックコメントのやり方についてですが、非常にテーマが大きすぎます。例えば、市の中でこういうところが問題になって賛否の意見が出ているので、そういうような所に絞り込んで意見を頂くということは可能なのか、それとも総合計画について意見をくださいというような形しか物理的に取りにくいのですか。反応としては、たぶん絞り込んだ方がパブリックコメントし易いのではないかと思いますのですが、以前この推進会議の中でも議論になったことがあるので、そここのところの見解をお伺いします。

財政課： 予算の面でいきますと、実質的に新規事業だけに限っていますが、市民参加条例上は、「当初予算の作成」という大括りになっています。その中でも、この事業をやるべきかやらないべきかという予算の付け方も含めてパブリックコメントをしたいというようなところもありますので、絞り込みをかけた段階で市民の皆様にご提案しているところです。

先程から申し上げていますが事業をやることの是非については、その前の段階で政策的に進めるべきか否かの市民参加手続きを各課に一度くぐって頂きたいということをやっています。

平成 22 年度に実際あった例として、市民に新たな負担を求めましょうというような予算の要求があった段階で、もう一回市民の意見を聞くべきではないですかということで、原課に戻して、当初予算からは見送ったものがあります。その事業につきましては、平成 22 年度中に市民意見を聞くという機会を設けて、平成 23 年度の予算として上がってくるという手戻りにはなりますが、政策判断として一度市民参加手続きをくぐって欲しいというのが私どもの思いとして大きいところです。

A 委員： 使うことについてのお話でしたが、徴税をするということが新たな段階として出てき

たときにも、主管課が政策として市民参加をくぐってから財政課として市民意見を聞くということになるのですか。

財政課： 税は法律で定められている部分が殆どですが、一部法定外という形で当然総務大臣の協議が必要になりますが、そういうものを設定する場合には、市民参加条例にも規定されている通り、市民の意見を聞かなければいけませんので、先ずは何に使うからこのお金が必要ですよという整理が最初に必要になるかと思います。法定外には目的税と普通税がありますが、目的税については目的というのがしっかり定まっていなくて徴収業務ができないこととなります。そういう負担をしなくてもいいのではないですかという意見も出てくるかもしれませんので、そこは一回くぐっていただいた上で予算としてどう入ってくるのかは次の段階になるかと思います。

A 委員： 2つかけるということですね。

財政課： 当初予算の作成の段階で新規事業として出てくると、事業化されるということであればその部分も出てくるということです。

政策

調整課： パブリックコメントそのものというのは、C 委員がおっしゃられたような形で使うときもあるでしょうし、計画の策定段階で大きなポイントというか、良いか悪いかを聞く必要があるという計画を作る際には、その段階で市民意見を頂いて整理をしていくという作り方もあります。市役所内部で一定程度整理をした中で、最終計画案を見せて全体的な意見を頂くというパブリックコメントもあると思います。パブリックコメントというのは、計画の内容や施策によって聞く時期が変わってくるし、効果も変わってくるものと理解しています。

A 委員： 主管課の方で良いか悪いかを一回くぐってきてから、市として最終の判断をする段階でも、例えば税の徴収に関しては、財政課としても一回使い方も含めてということですね。

政策

調整課： 全体的な財源的問題や法制度的な問題を整理した中で、市の考え方を見せるということです。それから、パブリックコメントそのものは意見を頂くということも重要だと思いますが、原課サイドとしては、計画をお示しするという情報伝達のツールにもなっていると思いますので、議会等では意見が無いことだけを取り上げて問題視していることがあるのですが、それはどうなのかという見解も持っています。説明責任を果たすための制度として活用しても構わないのかと思います。

C 委員： でも本来は意見を集めたいということですよ。

政策

調整課： 実態をお話しますと、計画の内容の雑さというか整理すべき内容をしないまま出してしまうと、当然のこと沢山出てくることもあるでしょうし、物によって違うのかなと

率直に言って思うところです。

A 委員： 予算と総合計画の市民意見の聴き方は非常に難しいと思います。

政策

調整課： 予算は個々の施策事業を積み上げた結果ですが、施策事業というのは総合計画の中で一定程度の意見を受けて、こういう方向性のまちづくりのための施策をしたいということで出します。今度は各原課で具体的に事業化するとなったら、その時にまたパブリックコメントをやるわけです。

A 委員： だから何段階でもやるということですね。

政策

調整課： 施策作りのときに意見を聞き、具体的な予算付けの時にも意見を聞くということです。だから、財政課としては新しいことをやる時は、きちんと市民意見をくぐってきているか確認しているということです。

会 長： 閉校になる2校ですが、市民委員会からの意見を聞いて方向性を出すということですが、その段階でも市民の意見を取り入れる手法が組み入れられていれば良いと思うのですが。

政策

調整課： 市民委員会そのものが、公募委員も含めていますし、教育委員会サイドで閉校する2校について、この後どうするという意見も頂いているものですから、それを踏まえて方向性を形で出していきます。

例えばハード的なものとして、新しい建物ではなく教室が何十個もあるという現実の中で、大雑把に聞いても、あれもこれもとなって結局は整理がつかないだろうと考えています。一定程度の形を出して頂いた上で具体論を話していかないと、なかなかまとまらないと思うのです。市として学校跡施設利活用について、具体論を持っていかないといけないと考えるわけです。学校なものですから火災装置もなにもなくて、不特定多数を入れるとなると一教室を変えるのに400万円の費用が必要になるのです。そういう具体的なものを示していかないと、多分意見が空中戦で終わってしまうと懸念しています。

会 長： 我々素人に地域交通システムと言われてもピンとこないのですが、目的はどのようなものですか。

政策

調整課： 交通弱者と言われている高齢者、交通空白地帯と言われている公共路線が走っていない区域に住まわれている方の移動手段の確保が目的です。例えばバス停まで2キロあって、高齢になった時にどうするのという問題も含めて、そこを補完する予約制のタクシーや空白地帯を走るコミュニティバスというような内容です。

北広島市の現状としては、障がいを持っていらっしゃる方には福祉タクシーチケットの交付事業で移動手段の確保をしています。また、NPOなどが実施してるドア to ドアの

有償福祉タクシー等を福祉サイドとしてやっています。今回のシステム検討についてはそこら辺の見直しも含めて、対象者がかぶることもあることから兼ね合わせて計画したいと思っています。

A 委員： 全体的なお話になりますが、職員用に作成された「市民参加手続き運用マニュアル」は大変良くできていますが、これをもとに市の課長さんが前線の指揮官となって色んな施策が動いている中で、市民参加条例第5条（市民参加の対象等）に関わってくるものは、きちんと何回もやってもらうし、或いは課をまたいで二重三重でも構わないので、そういうことをやっていく気持ちになっておられますか。

平成22年度の市民参加手続一覧には15件上がっていますが、上がっていないものでも市民意見を聞きながら社会実験までやっている立派な施策もあるのに、上がっていないということは市民参加を取り入れている意識というか、市長は条例の対象になるものは全部やらなければいけないと言っているわけですが、必ずしも仕事の中で市民参加を使っていく意識がまだという感じがします。その辺の考えをお伺いしたいです。

政策

調整課： 各課に温度差があった市民参加の方法が、条例が出来たことにより一定のルールができた中で、気薄に考えているとか結果的に間に合わなくなっているということは若干あると思います。ただ、当課は庁議も担当しているのですが、会議の中でその案件は市民参加手続きを踏んだのかという指摘が出たり、そういう面で先送りされた課題もありますので、条例が出来た効果は感じます。庁内全体の市民参加手続きについて、市民参加担当の職員が点検作業をしていますので、手続きを忘れていても指摘を受けてスケジュールを立て直し急いでやらなければなりません。このように概ね浸透はしてきているとは思いますが。

A 委員： 今までもやってきているのですが、意識的、組織的にどうなのか伺いたいです。

政策

調整課： 新しい施策を実施するどこの課の打ち合わせでも、パブリックコメントをいつやるとか、審議会の市民公募をいつやるという調整をやっています。ただ議会に説明するだけという状況ではなくなってきました。やり方や内容の温度差はまだあるとは思いますが。

D 委員： A 委員、C 委員がおっしゃったことについて、最終的に私も確認したいのですが、市職員委員の立場として、担当部局として市民参加条例を作って市民の声を吸収して行政に反映させることが大前提ではありますが、パブリックコメントの件数が少ないことについて、この市民参加推進会議の中でも何故なのかと議論しているわけです。市民参加を推進していくための方策はどうあるべきなのかについても悩みの種になっています。

そこで本日の意見交換会を設けさせて頂いている部分もあります。先ほどの話で理事者から市民参加手続きをしたかという問いかけがあるということでしたが、果たして480人の職員がどこまでその気持ちを意識してまちづくりを進めているのかということについて、機会あるごとにそのようなことを申し上げているのですが、原課の主査、課長クラスまでは概ね意識は出来ているのかと思いつつも、今年入った新人は別にしても末端

の職員まで教育されているのかお伺いしたいです。職員の意識が概ね変わってきているという心強い意見を聞き有難いと思いつつも、今一まだ不安要因を持っています。市職員委員の立場として、それをしっかり確立した中で、どうしてパブリックコメントが少ないのだろうというところをこの推進会議の中で、検証していきたいのです。解決策にならなくても意見があればお聞かせください。

財政課： 予算のパブリックコメントをやると項目が多岐にわたって出てくるのですが、やはり意見の多い分野というのは、ごみや子どもに関わる問題など自分に直接影響が出てくるものについては、意見を出しやすいと思います。そこら辺で如何に当事者を増やすというか、関わりのある市民を増やしていくかということによって母集団が大きくなれば当然意見も多くなるということもあると思います。他人事でなくてあなたのことなのですよという周知の仕方が本来必要なのかと思います。

私どものパブリックコメントは、提出された意見を一度原課に戻して回答を頂いて、その回答が財政課として納得する内容か判断するとともに、市民が分かりやすい内容になっているか翻訳する作業を行っています。役所言葉を市民に対して分かりやすい形に翻訳して、市民が自分のものとして受け止められることが非常に大事なことだと思います。

D 委員： 私の経験からも、アンケート調査をやるとはっきり答えが出てくるから怖いという印象がありました。答えが出てしまうので必ずやらなければいけないとなってしまうので、それが恐ろしくてアンケート調査は敬遠していたような記憶があります。今は避けて通れないし、そういう意味では今のお話のように興味のあるものは、結構出てきますね。

例えば、雪対策と言ったって、家の前の道路がどうなっているのだろうということは興味があっても、市全体の雪対策についてと言ったら果たしてどうなのかということですね。学校跡施設についても、そこを絶対借りたいと考えているサークルや自治会などは興味があるかもしれませんが、全く考えていない人にどんな事を希望しますかと聞いても興味を持たないかもしれないです。

政策

調整課： パブリックコメントそのものの結果の中身の問題もあるかと思います。市民アンケートをやった結果のニーズを踏まえた中で計画を作れば、結果的に要求を入れ込んだ計画なわけだから、多くの意見が出てこないかもしれません。

例えば雪対策の現実について困っていることは何ですかというものであれば、沢山意見が寄せられるかもしれませんが、実際にアンケートをやった上でこういう計画を作りたいという計画だけを見せれば、意見が出てこないということもあるでしょう。パブリックコメントの結果だけではなく、やり方や見せる情報の工夫というか、役所の人間が見ても内容が分からないというものであったら論外ですが、論点をはっきりさせてこういうことについて意見を頂きたいとして出す。それでも意見が来ないのであれば本当に問題が無いという形かもしれません。

というような分析が必要なのかと思います。あまり単純に件数だけを取り上げるのはどうなのかと思います。それまでのプロセスが大事だと思うのです。

D 委員： 若い職員の意識がもうひとつ見えてこないということと、アンケートやパブリックコ

メントをやっても結果をどう市が反映させているかというところが大きなところで、例えばこの雪対策アンケートの最後に貴重な意見が沢山出ていますが、それがどう反映されているのかということなのです。いくら意見を言っても市はやってくれないのだったら、もう意見を出さないよという意識があればそれはマイナス面です。そういうことも踏まえて、若い職員の市民参加ということに対する浸透度はどうなのか知りたいのです。

それから少なければ良い多ければ良いということでもなく、市がそれをやった後の市民の満足度をどういうふうに持っていくかということが大きな問題かとも思います。

政策

調整課： これからの政策作りは、作る段階で当然市民参加が必要になりますし、実際に走り始めた時の利用者ニーズというか満足度を調査していく時代だと思います。市民参加条例が出来てまだ2年弱ですから、まだまだシステムとしてやっているところが多々あるのですが、本質論的なところはやはり、都度あるごとに目的そのものを伝えていくしかないと思います。管理職や主査職を集めてやることも必要ですし、そういうことのポイントの職員に市民参加の意味を伝えれば、若い職員を含めた全体会議の中で伝わるのではないかとも思います。

D 委員： 課内で市民参加というか、この案件は市民の意見を聞いてからでない和不味いよというような議論はされていますか。

政策

調整課： 議論は当然しています。例えば議会から出た提案であろうとも市民の意見を聞くということは当然考えます。

D 委員： そういう意味では浸透しているのですね。

財政課： 継続して実施している事業として、財政課では「エルフィン債」という市民公募債を行っているのですが、継続している事業であってもある一定の時期が来たら一度立ち止まって検証するという意味で、今回アンケートはがきを送って、今どういうニーズの方が購入しているのか把握するを行っています。このように一度立ち止まりの作業としても市民参加の意義があると思っています。

土木

事務所： 実際に市民参加手続きをやったことのない職員が結構いると思いますが、そういった職員には、手続きや条例の中身についてまだまだ浸透していないと思います。私は都市計画課にいたときに、本日参加されているB委員にも参加して頂いて、都市計画マスタープランという計画を策定しました。その時には多くの市民参加手法を取り入れたものですから、こういった手続きはすんなり受け止めることができたとは思っています。公園作りではワークショップを取り入れたりしていますが、そのような計画作りの経験がない職員には、十分には浸透していないのかなと思います。

D 委員： 是非、浸透させるように所長に期待したいです。

土木

事務所： 恥ずかしながら私自身も「この案件、市民参加条例に該当しますか。」と市民参加担当に相談させてもらったりしている状況なのです。

D 委員： それでいいと思います。そういう意識が大事だと思います。

政策

調整課： 現在の審議会等は、条例で設置して公募委員を入れるようになってきましたが、そうすると、今まではチャンチャンで終わっていたものが、公募委員が入ったことにより、結構波乱に富んだ意見が出たりして、そのような反応に対応する職員の腹くくりがまだまだ弱いと感じています。

D 委員： どうしても審議会等が逃げ道的になっていたかもしれませんね。

政策

調整課： 審議会等を公募で立ち上げたときに、「何故公募委員を入れたんだ。」という意見を庁内で聞いたりすると、それは違うのではないかと思うのです。その辺の腹くくりが弱い部署もまだあるかと思います。

D 委員： ありがとうございます。

B 委員： 先ほど政策調整課長が言われたように、市民参加条例がある前に市の執行側としては説明責任があると思います。市民参加条例があるから説明しなければいけないのではなく、政策を実行するうえでは、説明責任が大事だと思うのです。そういう立場に立ちながら一方では、市民の皆さんの意見を聞くことが必要だと思います。

私たち市民も市民参加をして「このようにして欲しい。」と色々意見を言うのですが、自分の利害だけというような狭い範囲のことしか言えないような領域を持っているのです。「こういうこととして欲しい。」と言っても市の全体予算や総合計画の中で、個別的な要求はどうかという意識を持つことが私たち市民にも問われていると思います。

先月の広報紙に出ていましたが、高齢者医療の問題として、市の負担が非常に多いから高齢者の方が健康診断を受ければかなり緩和されるというもので、道や全国平均と比較すると北広島市の負担は多いということでしたが、こういうことも参加する市民の怠慢というか問題だと思います。このように私たち自身も市の予算や全体計画を組み入れながら自分の意見を言うようにしないといけないと最近思っています。

会 長： 土木事務所の雪対策アンケートですが、実施した結果をどのようにフィードバックするのですか。

土木

事務所： 広報紙、ホームページに集計結果を掲載しています。各出張所及び住民センターでも結果が閲覧できるように配備しています。

会 長： 生活道路の除雪について、改善や不満足という人が非常に多かったようですが、それ

について市側としてどのような対応をしていくのですか。予算が足りないから仕方ありませんでいくのか、どう対応するのかということもその時に付け加えられると良いのだろうと思います。

土木

事務所：公表したものは単純に結果を掲載しただけですが、今後これを踏まえた形の中で、どうしていこうというものを素案として作成して、検討委員会に議論して頂くことになっています。

C委員：パブリックコメント様式なんですけど、非常に事務的で分かりにくいものです。そして回答ですが内容は分かるのですが、「参考にさせていただきます。」など言い方として通り一辺倒なのです。「非常に良い意見なんだけど、こういう事情があって出来ないのです。」というように市の気持ちが入るような回答をして頂きたいです。意見を出す方してみれば、自分の出した意見がどう扱われて、市の人が本当にちゃんと考えてくれているのかというところが伝わるような回答になっていると、これも一つパブリックコメントを増やすことになるのかなという部分です。

市の職員と市民がまちづくりを皆でやっていこうという意識が盛り上がってこない、なかなか難しいということです。この推進会議でもどうやってその意識を持ってもらえるかという方策を模索していますが、市の方でもとにかくパブリックコメントの数ではないけれども、とは言えやっぱり数なのです。その辺何か上手い方法がないか考えて頂きたいということと、市民参加推進会議に何を希望されるのかという部分も合わせてお伺いしたいです。

財政課：財政課としては、○でも×でも意見が欲しいです。そのことについての各原課とのやり取りを通して本質が見えてくるから、「では予算としてはこのくらいですね。」という整理をしたいというのが、担当者としての本音です。

時間があれば推進会議の皆さまにパブリックコメント意見を見て頂いた上で、「こんな言い方はないでしょう。」と言ってほしいのですが、時間的な制約がありますので、そこまでいけないという状況にあります。

政策

調整課：この推進会議が、回答の仕方に関する点検作業を一度されても良いとは思いますが。「これは分からない。意見が少ないのは当然です。」そのような意見提言です。それがないと職員側もなかなか気づかないところもあるのではないかと思います。

土木

事務所：先ほども申し上げましたが、以前に都市計画マスタープラン策定に関わったのですが、計画作りだけではなくて、それを発展的に参加された市民の方の自主的なワークショップを開催できないものかと考えました。仕掛け作りは何回か試みたのですが、発展するまでには至りませんでした。調査したところ石狩市が実施しているということです。それを市民参加推進会議に求めるのはどうかとも思いますが、市民の方の意欲を高めて自主的にやっていくような組織作りへの仕掛け作りはできないものかなと今感じました。

A 委員： 政策調整課長がおっしゃったように、公募委員を含む審議会等というのは見当違いのものが出てきたりと手間暇がかかりますが、長い目で見れば意欲は高まってきているように思います。成功例のある先進地はそういうことをやってきているのです。市民参加条例で市民から仕掛けるのは市民投票と市民政策提案の2つだけで、あとは全て市側が実施するわけです。それを考えると、やはり課長さんの実力次第になるのです。

C 委員： 最後に推進会議の報告書は読まれましたか。また、末端の職員も読んでいますか。

政策

調整課： 私は読みましたが、部下に読みなさいとは言っていないです。

事務局： 庁内ラン回線に掲載して全職員が共有出来るようにしています。

C 委員： でも実際はそんなに読まれているわけではないでしょう。何割の人が読んでいるかなんて分かりませんよね。

事務局： はい。

C 委員： 市の若い職員の意識を高めるという意味でも、一生懸命作ったものなので是非読んでもらえるようお願いします。

事務局： 時間が無くなりましたので、この辺で意見交換を終了させていただきます。

会 長： 本日は実際に市民参加手続きを実施している担当課にご参加いただき、詳細な説明やご意見をいただきました。除雪、予算、駐車場、交通システム及び学校跡地利活用など市民にとって関心の高いものだと思います。A 委員がおっしゃられたように何と云っても課長さんが大切だと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。市職員委員のD 委員が市職員の意識を高めるとおっしゃられましたが、我々委員も市民参加に対する市民全体の意欲を高めるための橋渡し役を果たしていかなければいけないと思います。今日勉強したことをこれからの会議で活かして市民参加のまちづくりに貢献していきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

《市職員退席》

5 その他

事務局： 平成 22 年度市民参加手続予定一覧に変更がありましたので、その内容を報告します。

《追加案件》

- ①東の里地区遊水地利活用計画の策定（庶務課）
- ②地域防災計画及び水防計画の改訂（危機管理課）
- ③広報発行事業（情報推進課）

《削除案件》

- ①地域のお茶の間運営事業支援（高齢者支援課）
- ②手数料及び公共施設使用料の改定（財政課）
- ③行財政構造改革大綱及び実行計画の見直し（改革推進課）

A 委員： 地域防災計画の改定でパブリックコメントを実施するとなっておりますが、この件で連合町内会にアンケートを実施するとしていたのですが、町内会の意見は聞かなくなったのですか。

事務局： 担当課に確認します。

会 長： 道の防災計画が変わったので、合わせるためにやるのですか。

事務局： 関係法令等の改正を反映した内容にするための改訂と聞いています。

会 長： 遊水地というのは何年位かかって整備するものなのですか。

D 委員： 10 年位かかります。

事務局： ここで時間があれば C 委員から報告事項があるとのことですが、お時間の許す限りでお願いします。

C 委員： この推進会議で何を求められているのか何をやらなければいけないのかということで、先ほどの市職員の意見にもあったように 2 つあると思います。

チェック機能を果たすということと、市民参加をもっと有効に使うようにしていく手段を考えていくことが大きな柱だと思うのです。市民参加をチェックするシステム作りは、委員の任期が終わる 8 月くらいまでにははっきりさせたいと思います。推進に関することに関しては、常々考えていかなければいけないと思います。

最近札幌市で地域ポイントという動きがありまして、エコに関することボランティアに関することにポイントを付けましょうというものです。この札幌地域ポイント運営委員会の事務局が市長政策室政策企画部企画課内に設置されて、ここで色々考えているということです。その中で旭川大学経済学部准教授がアドバイザーとして入っていらっしゃるということです。ホームページにサイトがありますので見ることは可能なのですが、ここに問い合わせたところ、概略は大体わかったのですが、例えばその委員会の方に来て頂いたり、アドバイザーの先生にポイント制のシステムや効果について一度お話を伺いたいと思います。これは個人的というよりも、この推進会議で伺っていきたいと思います。北広島市からの要請があれば運営委員会の方から人を出すことを検討したいというような回答がありました。何か他に方法があれば良いのですが、ポイント制について私は当初からお話ししてきています。札幌のポイント制の実証実験が 3 月まで行われているのですが、結果報告書が欲しいということに関しても、北広島市の方から要請して欲しいというようなことがありました。事務局でそのあたりの資料を取り寄せて頂きたいということと、委員の皆さんにも是非ポイント制について考えて頂きたいです。

ポイント制については、以前に A 委員からそれは無理だというお話を頂いているのですが、現に色んなところでポイント制の実証実験を取り入れたりしています。市民参加オンリーということではないのですが。

A 委員： 市民参加とは参政権であってそんなものではないですよと、論理的に何度もお話してあげたではないですか。ポイント制については私も知っていますし、色々なポイント制

は世の中に沢山あります。取り入れれば市民参加が上手くいくというものとは意味が違うのですと何回もお話してきています。消費行動の上でポイントを付加することと、参政権は違うことなのです。何とか先生を呼んでポイント制の話聞く必要などないです。

C委員： これは、効果が出る出ないということではないのです。意識を高めるためのものなのです。

A委員： 意識なんか高まりません。やってみないと分からないとか、そういうことをC委員はよく言いますが、太平洋戦争だってやってみないと分からなかったんですよ。

C委員： 例えが極端でよく分かりませんが。

A委員： 無駄なことはやめましょうと言っているのです。

C委員： ポイント制については、今後も発言していきます。

A委員： 発言するのは勝手ですが、理解されてものを言って下さい。

C委員： 議論して下さいというお願いであって、ポイント制やりましょうということではないのです。

A委員： 議論はもう結構ですと言っているのです。参政権なんてこんなものではないですよ。

C委員： 参政権と一緒にいう考え方は、A委員に言わせれば勉強不足で理解できていないということですが、その辺も含めて皆さんのご意見も伺っていきたくと思っています。

A委員： 見当違いのことを一生懸命おっしゃっているのですよ。

C委員： いずれにしても機会があれば、ポイント制についてお話していきたいと思います。是非、この会議の中の正式議題として、いつか取り上げていただけるようにと思います。

A委員： 正式に取り扱う必要はないし、地域でポイント制を作りたいだけなら、違う場でやって下さい。

事務局： 時間が無くなってきましたので、次回会議の日程調整をさせていただきます。
2月18日（金）9：30から開催でよろしいですか。

各委員： 結構です。

事務局： もう1つまちづくり活動団体との意見交換会が残っていますが、事務局としては評価方法（シート）を早く確立させて、各課に配布して平成22年度報告書の作成準備に入りたいものですから、新年度に入ってから開催でもよろしいですか。

各委員： 結構です。

事務局： 平成 23 年度市民参加手続予定一覧につきましては、新年度当初に公表することになっています。現在、各課からの回答集約中ですが、次回会議で皆さんに一覧を報告して公表に備えるスケジュールでいます。

会 長： 第 15 回推進会議をこの辺で終了いたします。皆さま大変お疲れ様でした。